

## 退職金不支給・減額規定適用の要件

本号掲載の日本産業パートナーズ事件は、カーブアウト投資（大企業から分離独立する事業体に投資し価値向上を支援する投資）等のバイアウト投資事業を行う被控訴人と雇用契約を締結し、投資グループ所属の投資職として勤務していた控訴人が、被控訴人退職後に、①退職金規程に基づく業績退職金及び②平成31年3月支給分の賞与（業績年俸）の未払額等の支払を求めた事案であり、争点は、⑦本件競業避止条項及び本件減額規定の有効性、①本件減額規定適用の可否、控訴人の退職金の額、⑦未払賞与（業績年俸）の有無である。

原審が控訴人の請求を棄却したのに対し、控訴人は控訴したが、控訴審は、①本件競業避止条項及び本件減額規定が無効であるとはいせず、被控訴人が、これらの規定に基づき、控訴人に悪質な競業避止義務違反があったと認め、控訴人に支払う退職金につき業績退職金を不支給としてその額を減額したことには根拠があり、②控訴人が未払であると主張する額の賞与（業績年俸）の支払請求権は発生していないから、控訴人の請求は理由がないとして、請求を棄却した。なお、控訴審判決は、原判決に若干の補正を加え、控訴理由を踏まえた補足説明を行っているが、判断理由の基本部分は原判決の引用である。

争点⑦に関し、退職後の転職を一定の範囲で禁止する本件競業避止条項は、その目的、在職中の職位、職務内容、転職が禁止される範囲、代償措置の有無等に照らし、転職を禁止することに合理性があると認められないときは、公序良俗に反するものとして無効であるとの一般論を述べた上で、カーブアウト投資等のバイアウト投資のノウハウ、投資先の情報及び経験を有する従業員が被控訴人の競業他社に転職等した場合、被控訴人が不利益を受け得ると考えられるから、これを防ぐことを目的として、少なくとも投資職の従業員に対して競業避止義務を課すことには合理性があるなどとして、本件競業避止条項が公序良俗に反し無効であるとはいえ

ず、本件競業避止条項違反を理由に退職金を減額できる本件減額規定は無効であるとはいえないとした。

争点①に関し、競業避止義務違反を理由として、賃金の後払的性格及び功勞報償的な性格を併せ持つ業績退職金を不支給又は減額できるのは、労働者のそれまでの勤続の功を抹消ないし減殺してしまうほどの著しく信義に反する行為がある場合に限られるとの一般論を述べた上で、控訴人の競業避止義務違反の内容が悪質であること、控訴人が故意に競業避止義務に違反していること、業績退職金に占める控訴人が貢献した割合も低いことなどからすれば、控訴人の競業避止義務違反は、控訴人の勤続の功を大きく減殺する、著しく信義に反する行為に当たり、控訴人の退職金合計に占める業績退職金の割合が約4分の3と相当高いことを考慮しても、業績退職金を減額したことは相当であるとした。

争点⑦に関し、具体的な金額又は特定の計算方法により算定される金額の業績年俸は保障されているものではなく、被控訴人が業績年俸額を決定する裁量を逸脱し、又は濫用したものとはいえないなどとして、未払賞与（業績年俸）の存在を否定した。

退職金不支給・減額規定適用の判断は、退職金請求権の成立要件に関する問題であり、本来的には実情を把握している使用者の裁量に委ねるべき性質のものである。賃金の後払的性格を併せ持つ退職金に関しては、労働者の勤続の功を抹消ないし減殺するに足りる事情がある場合に退職金を不支給又は減額することができるとの解釈にも一定の合理性が認められるが、このような事情があるのであれば、退職金を不支給又は減額しても不当な結果ではないのであるから、「著しく信義に反する行為」の存在は、不支給等の要件ではなく、退職金不支給・減額規定適用の可否を判断する際に考慮すべき事情と位置付けるのが適切と思われる。

（弁護士・藤田 進太郎）